

仕 様 書

1 件 名

福祉作業所等自主製品に係る企画立案・デザイン監修等委託

2 目 的

自主製品のデザイン支援及び自主製品の販路拡大に資する支援を通じて、区内の福祉作業所等が製作する自主製品の高付加価値化及び販路拡大を目的とする。

3 委託期間

契約を締結した日から、令和8年3月31日まで

4 委託内容

(1) 福祉作業所等への個別支援

区が指定する福祉作業所等（以下、「福祉作業所等」という。）2カ所に対し、それぞれ以下（ア）～（エ）の支援を行うこと。

(ア) 福祉作業所等が製作及び販売を行う自主製品の高付加価値化に資するデザイン支援を行い、1種類以上のデザイン成果物を福祉作業所等が採用できる状態にすること。

ここで作成するデザイン成果物については、パッケージの改良、自主製品の改良及び新商品開発等、その方法を限定しないが、福祉作業所等へのヒアリング及び各種適切な助言等を行い、福祉作業所等の意見を十分に反映させたいうでデザイン成果物の内容を決定し、作成すること。

また、福祉作業所等において量産することを念頭に置いてデザインを行うこと。

(イ) 福祉作業所等が製作及び販売を行う自主製品の販路拡大に資する支援を行い、1種類以上の成果物を福祉作業所等が採用できる状態にすること。支援の内容については、ホームページのデザイン改良、オンライン販売への支援、チラシの作成など方法を限定しないが、福祉作業所等へのヒアリング及び各種適切な助言等を行い、福祉作業所等の意見を十分に反映させたいうで内容を決定し、実施すること。

(ウ) 上記4（ア）及び（イ）の支援期間は委託期間と同一とし、その間に行うヒアリング及び助言等の回数は、必要な回数を適宜行うこと。デザイン成果物や自主製品の販路拡大に資する支援の内容が決定した後も、委託期間終了まで、福祉作業所等の自主製品のディスプレイや商品ブランディング方法等について、適宜助言を行うこと。

(エ) 受託者は、本事業における成果についてまとめた報告書を、委託期間終了時に区へ提出すること。

(2) 区内福祉作業所等の自主製品販売会の企画・運営

区内福祉作業所等の自主製品の販売会（以下、「販売会」という。）実施のための運営について、以下の業務を行うこと。

- (ア) 区が提供する場所において、年1回程度地域の障害福祉への理解促進、区内福祉作業所等の利用者の工賃向上を目的とした販売会の企画立案、実施運営を行うこと。なお、開催時期については区と協議の上決定する。
- (イ) 販売会の進行管理、区内福祉作業所等との連絡調整等を行うこと。出店事業所の選定については、区と協議の上決定する。
- (ウ) 販売会を周知するためのポスター・チラシを作成・印刷し、指定の期日までに納品すること。各部数については以下のとおりとする。

ポスター（A1縦 コート紙）	25部
チラシ（A4縦 コート紙）	500部

また、各種印刷原稿をデータ（PDF及びIllustrator）としても納品すること。古紙配合率が高いものの使用に努めること。印刷物には可能な限り古紙配合率を表示すること。
- (エ) 販売会開催について、Web広告やSNS等を活用した広報を行うこと。
- (オ) 販売会実施に必要な什器や資材等について、販売会実施場所と什器等保管場所との往復運搬及び設営を行うこと。什器等については、区が用意したのものを使用するものとする。なお、会場設営にあたり、新たに必要な備品等が発生した場合には、速やかに区と協議し対応すること。
- (カ) 販売会開催日に、適切な数の人員を会場に配置すること。
- (キ) 販売会に係る資料、記録写真、報告書等をまとめ、電子データで提出すること。

5 福祉作業所等への個別支援に係る制作物の取扱いについて

- (1) デザイン等の制作にあたり、受託者は福祉作業所等と協議のうえ、決定すること。
- (2) 本事業において制作するデザイン等については、他のデザインと同一または類似していないものであること。受託者は本業務において成果物が第三者の産業財産権及び著作権を侵害するものでないよう最善の努力をしなければならない。なお、制作したデザイン等が他のデザインと同一または類似していたことにより生じた問題等に関しては、受託者が責任を負うものとする。
- (3) 制作したデザイン等の採否にあたっては、福祉作業所等と受託者で協議のうえ、福祉作業所等の決定によるものとし、産業財産権及び著作物は、監修先の福祉作業所等に帰属するものとする。なお、成果物を自身の実績として受託者のホームページ等で公開及び紹介することについては、福祉作業所等の承諾を得ることにより、行うことができるものとする。
- (4) 不採用成果物の権利については、福祉作業所等と受託者で協議することとし、受託者は不採用成果物を自己または他の顧客のために再利用することができる。ただし、再利用が福祉作業所等の採用した成果物との間に誤認、混同を生じるおそれがある場合を除く。

6 特記事項

- (1) 受託者は、区と適宜協議し、定期的に進捗状況を報告しながら本業務を進めること。また、仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、区と協議のうえ決定すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、事前に区の承認を得ること。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- ③できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たって、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用を努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。
- (5) 本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たって、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、ロゴデザイン等のデザイン性を重視するものに用いる場合を除いて、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体（ユニバーサルデザインフォント等）を使用するよう努めること。

7 支払方法

委託業務完了後、受託者の請求に基づき一括にて支払うこととする。

8 秘密保持の厳守

受託者は本業務委託により知り得た内容及び個人情報の保護及び記録の管理については、本契約の目的以外に使用してはならず、別紙「個人情報の取扱いに関する特約条項」に従い適正に行うこととし、一切、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

9 担 当

台東区福祉部障害福祉課 中前 堀江 活田

〒110-8615

台東区東上野4-5-6 台東区役所2階

電話 : 03-5246-1207

FAX : 03-5246-1179